

令和5年度 芦屋市靈園使用者選考委員会次第

日 時：令和5年7月19日（水）
午後1時30分～午後3時30分
場 所：芦屋市靈園管理棟1階 会議室

1. 開 会

2. 委員紹介

3. 報告事項

- (1) 令和4年度 芦屋市靈園一般墓地使用者募集結果
- (2) 令和4年度 芦屋市靈園合葬式墓地使用者募集結果

4. 議 題

《諮問事項》

- (1) 12m²未満の墓地について（案）

《募集日程について》

- (1) 12m²未満の墓地の申込みから使用許可までの手続の流れ

5. そ の 他

6. 閉 会

令和5年度 芦屋市靈園使用者選考委員会委員名簿

区分	職名	氏名	備考
組織代表者	芦屋市婦人会	アキ ヒデコ 青木 秀子	
	芦屋市民生児童委員協議会	フジタ カズカ 藤田 尚孝	
	芦屋市靈園協力会	サダユキ ミツル 定雪 満	
	芦屋市佛教会	ハキ コウシュウ 花木 宏修	
	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会	モリカミ ミコ 守上 三奈子	
	芦屋市自治会連合会	アマイ カズ子 天井 裕一	
市民公募	市民公募委員	ハラカネ シゲコ 法兼 茂子	
市職員	芦屋市市民生活部長	ダイジヨウ ツトム 大上 勉	

(事務局)

芦屋市市民生活部 環境・経済室 環境課 課長 長良

芦屋市市民生活部 環境・経済室 環境課 靈園・火葬場係 主査 谷川

【3. 報告事項】

(1) 令和4年度 芦屋市霊園一般墓地使用者募集結果

○ 1 2 m²未満の墓地

1 募集区分及び受付期間

募集区分		受付期間
(1)	随时募集	令和4年9月8日～令和4年9月26日
(2)	追加募集	令和5年1月11日～令和5年6月23日

2 公開抽選

募集区分		日 時	場 所
(1)	随时募集	令和4年10月27日 午前10時00分	芦屋市霊園管理棟 1階会議室
(2)	追加募集	令和5年1月17日 午前10時00分	芦屋市霊園管理棟 1階会議室

3 募集結果

募集区分		募 集 区画数	応 募 区画数	使用許可 区 画 数	応募 人 数	遺骨自宅 保管	それ以外
(1)	随时募集	52区画	23区画	20区画	93人	38人 (12人)	55人 (11人)
(2)	追加募集	32区画	8区画	4区画	9人		
合 計		31区画	24区画	102人			

() 内は当選人数

【3. 報告事項】

○ 12m²以上の墓地

1 募集区分及び受付期間

募集区分	受付期間
常時募集	令和4年4月1日～令和5年3月31日

2 募集結果

募集区分	募 集 区画数	応 募 区画数	使用許可 区 画 数	応募 人數	遺骨自宅 保管	それ以外
常時募集	37区画	6区画	5区画	6人		

(2) 令和4年度 芦屋市靈園合葬式墓地使用者募集結果

令和5年3月31日時点

募集区分	納骨可能数	使用許可件数
(1) 直接合葬方式	4, 500 体	1, 569 件
(2) 安置後合葬方式	800 体	109 件

《諮問事項》

(1) 12 m²未満の墓地について (案) 1

①募集墓地区画 1
②申込みできる方 4
③遵守事項 4
④複数回当選されなかった方への配慮 5
⑤当選者等の決定 5
⑥追加募集 6

《募集日程について》

(1) 12 m²未満の墓地の申込みから使用許可までの手続きの流れ

. . . . 7

《諮問事項》

(1) 12 m²未満の墓地について（案）

① 募集墓地区画

○募集墓地区画数及び使用料（56区画）

種別	面積	区画数	1m ² 当たり使用料(区分)	永代使用料
普通墓地	0.90 m ² ～ 4.00 m ²	28	75万円 (6 m ² 未満)	67万5,000円～ 300万円
	6.00 m ² ～ 6.60 m ²	17	112万5千円 (6 m ² ～12 m ² 未満)	675万円～ 742万5,000円
芝生墓地	4.50 m ² ～ 10.00 m ²	11	112万5千円	506万2,500円～ 1,125万円

○募集墓地区画一覧

NO	区画番号	面積(m ²)	永代使用料(円)	年間維持費(円)	備考
1	12-6-0055	10.00	11,250,000	12,200	再貸付・芝
2	13-5-0194	1.95	1,462,500	2,379	再貸付
3	13-5-0087	2.33	1,747,500	2,842	再貸付
4	13-5-0260	3.80	2,850,000	4,636	再貸付
5	15-5-0070	1.46	1,095,000	1,781	再貸付
6	15-5-0076	1.46	1,095,000	1,781	再貸付
7	15-5-0085	1.46	1,095,000	1,781	再貸付
8	15-5-0106	1.46	1,095,000	1,781	再貸付
9	17-5-0323	0.90	675,000	1,098	再貸付
10	17-5-0282	1.13	847,500	1,378	再貸付

NO	区画番号	面積(m ²)	永代使用料(円)	年間維持費(円)	備 考
11	17-5-0376	1.18	885,000	1,439	再貸付
12	17-5-0440	1.60	1,200,000	1,952	再貸付
13	17-5-4209	3.00	2,250,000	3,660	再貸付
14	18-4-0076	6.00	6,750,000	7,320	再貸付
15	19-5-0031	4.00	3,000,000	4,880	再貸付
16	19-5-0060	4.00	3,000,000	4,880	再貸付
17	20-5-0069	3.00	2,250,000	3,660	再貸付
18	20-5-0166	3.00	2,250,000	3,660	再貸付
19	25-4-0137	6.00	6,750,000	7,320	再貸付
20	26-5-0187	4.00	3,000,000	4,880	再貸付
21	34-4-0035	6.00	6,750,000	7,320	再貸付
22	34-4-0039	6.00	6,750,000	7,320	再貸付
23	42-5-0065	4.00	3,000,000	4,880	再貸付
24	43-5-0084	4.00	3,000,000	4,880	再貸付
25	43-4-0194	6.00	6,750,000	7,320	再貸付
26	43-4-0135	6.60	7,425,000	8,052	再貸付
27	51-6-0047	4.50	5,062,500	5,490	再貸付・芝
28	51-6-0059	4.50	5,062,500	5,490	再貸付・芝
29	51-6-0077	4.50	5,062,500	5,490	再貸付・芝
30	51-6-0159	4.50	5,062,500	5,490	再貸付・芝
31	51-6-0206	4.50	5,062,500	5,490	再貸付・芝
32	51-6-0235	4.50	5,062,500	5,490	再貸付・芝
33	51-6-0261	4.50	5,062,500	5,490	再貸付・芝

NO	区画番号	面積(m ²)	永代使用料(円)	年間維持費(円)	備 考
34	51-6-0306	4.50	5,062,500	5,490	再貸付・芝
35	51-6-0025	6.40	7,200,000	7,808	再貸付・芝
36	51-6-0028	6.40	7,200,000	7,808	再貸付・芝
37	52-5-0179	4.00	3,000,000	4,880	再貸付
38	52-4-0043	6.00	6,750,000	7,320	再貸付
39	52-4-0089	6.00	6,750,000	7,320	再貸付
40	52-4-0113	6.00	6,750,000	7,320	再貸付
41	52-4-0124	6.00	6,750,000	7,320	再貸付
42	53-5-0095	4.00	3,000,000	4,880	再貸付
43	53-4-0032	6.00	6,750,000	7,320	再貸付
44	53-4-0034	6.00	6,750,000	7,320	再貸付
45	53-4-0104	6.00	6,750,000	7,320	再貸付
46	53-4-0106	6.00	6,750,000	7,320	再貸付
47	54-5-0023	4.00	3,000,000	4,880	再貸付
48	63-4-0118	6.00	6,750,000	7,320	再貸付
49	64-5-0324	4.00	3,000,000	4,880	再貸付
50	64-4-0115	6.00	6,750,000	7,320	再貸付
51	64-4-0120	6.00	6,750,000	7,320	再貸付
52	71-5-0116	4.00	3,000,000	4,880	再貸付
53	72-5-0067	3.00	2,250,000	3,660	再貸付
54	74-5-0080	3.00	2,250,000	3,660	再貸付
55	74-5-0109	3.00	2,250,000	3,660	再貸付
56	75-5-0004	3.00	2,250,000	3,660	再貸付

② 申込みできる方

申込みをされる方は、次のア～オすべての項目に当てはまることが必要です。

- ア 令和5年9月29日までに1年以上（令和4年9月29日以前から）継続して、芦屋市内に住所（住民登録をしていること）を有していること。
- イ 既に、芦屋市靈園一般墓地の使用許可を受けていないこと。
- ウ 既に、芦屋市靈園合葬式墓地の申込を行っていないこと。
- エ 使用許可後1年以内に施設の使用設備（墓石、巻石等）を設置できること。
- オ 使用料について、納付書発行後、概ね1か月以内（令和5年12月25日まで）に一括納入できること。

③ 遵守事項

- ア 申込みは、原則1世帯1墓地（区画）とします。
- イ 1墓地（区画）には、2通以上の申込みはできません。
- ウ 同一被埋葬者（遺骨）に対して、2名以上の申込みはできません。

④ 複数回当選されなかった方への配慮

過去5年間に4回以上応募し、そのいずれにも当選されなかった方（補欠当選者及び落選者）は、2区画申込みできるものとします。ただし、その回数には追加募集は含みません。

⑤ 当選者等の決定

ア 当選者の決定方法

- ・応募者が1名の墓地について

その応募者に決定します。

- ・応募者が2名以上の墓地について

抽選により決定します。

ただし、「埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」（※）を優先とし、それでも重複した場合は、その方々のみで抽選とします。

※「埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」とは、墓地や納骨堂に埋蔵もしくは収蔵したことがない遺骨を自宅等に保管している方（埋火葬許可証があること）をいいます。

なお、他の墓地等からの改葬または分骨による申込みの方は、優先の対象とはなりません。

イ 補欠当選者の決定方法

公開抽選時に申込区画ごとに、抽選で1名の補欠当選者を決定します。

当選者に辞退があれば繰り上げ当選となります。

⑥ 追加募集

ア 募集墓地区画

前記募集での空墓地です。

イ 申込みできる方

4ページに記載の「②申込みできる方」と同じ条件とします。

ただし、ア「令和5年9月29日」を「申込日」と読み替えます。

ウ 前記募集で当選されなかった方の優先

受付開始から3日間は、前記募集で当選されなかった方（補欠当選者及び落選者）のみを対象に受け付けします。

エ 当選者等の決定

芦屋市靈園事務所（朝日ヶ丘町15-7）にて先着順で受け付けます。

ただし、1つの区画について、同一の申込日に複数の申込者があった場合は前記募集と同様に抽選で当選者及び1名の補欠当選者を決定します。なお、「埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」の優先はありません。

《募集日程について》

(1) 12 m²未満の墓地の申込みから使用許可までの手続きの流れ

募集案内の配布	<u>令和5年9月1日(金)から</u>
申込受付	<u>令和5年9月8日(金)～9月29日(金)</u> <u>(9月29日当日消印有効)</u> 芦屋市靈園事務所まで郵送してください。(郵送のみ受付) 受付後、申込者宛に受付結果通知書をお送りします。 (10月6日(金)ごろ発送)
公開抽選	<u>令和5年10月26日(木) 午前10時</u> 場所：芦屋市靈園管理棟1階 会議室 (参加自由)
抽選結果の通知	<u>令和5年11月2日(木)ごろ発送</u> 申込者全員に抽選結果を封書でお知らせします。
使用許可申請	<u>令和5年11月13日(月)～24日(金)</u> 場所：芦屋市靈園管理棟2階 芦屋市靈園事務所
使用料・維持費の納付	納付期限： <u>令和5年12月25日(月)</u> 芦屋市の指定する金融機関で、一括でお支払いください。 使用料は永代、維持費は本年度分の月割り相当額です。
使用許可	<u>令和6年2月1日(木)</u> 一般墓地使用許可書を郵送します。 一般墓地使用許可書交付後、墓地を使用することができます。
墓石・巻石等建立	建立期限： <u>令和7年1月31日(金)</u> 使用許可後1年内に施設の使用設備（墓石、巻石等）を建立してください。
追 加 募 集 (予 定)	<u>令和6年1月10日(水)～令和6年6月21日(金)</u> 上記募集終了後、空墓地がある場合は追加募集を行います。 ただし、令和6年1月10日(水)～12日(金)の間は、上記募集の補欠当選者及び落選者のみを対象に受け付けします。

令和5年度 芦屋市霊園使用者選考委員会 諒問事項 概要版

	募集墓地区画	申込みできる方	遵守事項	申込時の特例	当選者等の決定	当選者等決定時の優先
12m²未満の墓地について（案）	<p>○普通墓地 ・区画数：45 区画 ・面積：0.90～6.60 m² ・永代使用料： 67万5,000円～742万5,000円 ・1m²当たり使用料： 6m²未満：75万円 6～12m²未満：112万5,000円</p> <p>○芝生墓地 ・区画数：11 区画 ・面積：4.50～10.00 m² ・永代使用料 506万2,500円～1,125万円 ・1m²当たり使用料： 112万5,000円</p>	<p>次のア～オすべての項目に当てはまることが必要 ア 令和5年9月29日までに1年以上（令和4年9月29日以前から）継続して、芦屋市内に住所（住民登録をしていること）を有していること。 イ 既に芦屋市霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと。 ウ 既に芦屋市霊園合葬式墓地の申込を行っていないこと。 エ 使用許可後1年内に施設の使用設備（墓石、巻石等）を設置できること。 オ 使用料を納付書発行後、概ね1か月以内（令和5年12月25日まで）に一括納入できること。</p>	<p>ア 申込みは、原則1世帯1墓地（区画）とする。 イ 1墓地（区画）に、2通以上の申込みは不可。 ウ 同一被埋葬者（遺骨）に対して、2名以上の申込みは不可。</p>	<p>過去5年間に4回以上応募し、そのいずれにも当選されなかった方（補欠当選者及び落選者）は2区画申込み可能。ただし、その回数には追加募集は含まない。</p>	<p>ア 当選者の決定方法 ・応募者が1名の墓地について その応募者に決定 ・応募者が2名以上の墓地について 抽選により決定 イ 補欠当選者の決定方法 抽選時に申込区画ごとに、抽選で1名の補欠当選者を決定。 当選者に辞退があれば繰り上げ当選となる。</p>	<p>「埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」（※）を優先とし、それでも重複した場合は、その方々のみで抽選。</p>
追加募集	上記募集での空墓地。	上記と同じ。ただし、ア「令和5年9月29日」を「申込日」と読み替える。	<p>ア 申込みは、原則1世帯1墓地（区画）とする。 イ 1墓地（区画）に、2通以上の申込みは不可。</p>	受付開始から3日間は、今年度募集で当選されなかった方（補欠当選者及び落選者）のみを対象に受付。	先着順。ただし、同一の申込日に複数の申込者があった場合は、区画ごとに抽選で当選者及び1名の補欠当選者を決定。	

※「埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」とは、墓地や納骨堂に埋蔵もしくは収蔵したことがない遺骨を自宅等に保管している方（埋火葬許可証があること）をいう。